

仕様書

券面プリントシステム（一体型）

1. 品 名 券面プリントシステム（一体型）
2. 参考商品
エボリス社製 Zenius-is2 型番：ZN1-is2
※参考型式以外の商品については同等品申請の手続きを行うこと。
3. 数 量 8台
4. 納 期 令和8年3月18日
5. 納品場所 市民課
6. 構成
 - ・券面プリントシステム専用プリンター（以下、専用プリンター）
 - ・券面プリントシステム専用アプリケーション（以下、専用アプリケーション）
 - ・券面プリントシステム保守（5年間）
7. 仕様
 1. 機器（専用プリンター）
 - ① 機器寸法：約 205 mm (W) × 310 mm (D) × 195 mm (H)（突起部除く）
 - ② 電源：AC 100V–240V (50-60 Hz)、1.8A（電源アダプター）
DC 24V、3A（プリンタ一本体）
 - ③ インターフェース：USB（1ポート使用）
 - ④ 動作環境：温度：15°C～30°C 湿度：20%～65%（結露なき事）

※次のスペックのパソコンで稼働するものであること。また、専用プリンターとパソコンの接続ケーブルも用意すること。

 - ① OS : Windows10、11 (22H2 以上)
 - ② メモリ : 4 GB 以上
 - ③ .Net Framework : 4.6.2 以上
 - ④ Intel® Celeron 5205U (1.90GHz 以上)
 2. 専用プリンター機能
 - ① カードプリンタに電源ボタンを有すること。
 - ② カードプリンタにワイヤーセキュリティロック（盗難防止用）取付機能を有すること。
 - ③ カードプリンタにLEDランプを有し、カードジャム、エラー等、一目で状況がわかること。
 - ④ カードプリンタにてカードジャムが発生した際、ワンアクションで容易にカードを取り出せること。
 - ⑤ カードスキヤン、ICチップ読取りは、カードプリンタ内部で行えるように一体型モデルの設計であること。
 - ⑥ 印字後のインクリボンに残存する個人情報を直接攪乱し、廃棄及び管理を容易にすることのできる個人情報保護機能を有すること。
 3. 専用アプリケーション機能

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書の券面印刷に対応すること。
- ② 対応カード毎に印字入力画面を有し、住所、氏名等を入力する事で対応カードの指定位置に印刷すること。
- ③ マイナンバーカードの印字内容は、PIN番号を入力することで、カードのICチップから変更内容を読み取りすることができること。変更内容に関してはテキストおよび画像に切り替えができること。なお、照合番号は誤読が発生しても手入力できること。
- ④ 住所データの登録、呼び出し機能を有すること。
- ⑤ 住所データはCSVファイルからの外部取り込み機能を有すること。
- ⑥ 印字文字サイズは0.1mm単位で都度変更でき、フォントは任意指定できる機能を有すること。
- ⑦ 1行の印字範囲を超えた場合は自動改行を行い、次行に移行する機能を有すること。
- ⑧ 2行印字をワンクリックで切り替えサポートする機能を有すること。
また、その設定を保存することが出来ること。
- ⑨ 記載年月日の自動印字機能を有し、年月日を自由に変更できる機能を有すること。
電子公印または専用印データを保存し、指定位置に指定サイズにて自動押印できる機能を有すること。また、行政デジタル化を考慮し、今後電子公印を追加する場合は、技術者立ち会いなく、容易に職員でカード毎に設定できる機能を有すること。
- ⑩ 同一情報を続けて印字することができる連続印字機能を有すること。
- ⑪ 誤印字防止策として、正規でない方向で挿入した場合、画面等で誤挿入が判定できる機能を有すること。
また、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特永住者証明書が正規でない方向に挿入された場合、カードを排出する機能を有すること。
- ⑫ 対応カード毎にサインパネル枠（変更記載部分）を認識する機能を有すること。
- ⑬ 個人番号カード挿入時、照合画面を表示し照合番号を入力する事でICチップ内の住所、氏名のテキスト情報及び画像情報を印字内容として使用できる機能を有すること。
- ⑭ 設定変更を行うためのパスワードを有すること。
- ⑮ パスワードを使用することで全ての設定を容易に修正できる機能を有すること。
- ⑯ パソコンの入替や移設が容易に行えるよう、アプリケーション上で設定内容のバックアップ及びリストアが可能であること。

8. 保守体制等

保守については、以下のとおり対応すること。なお、保守費用については購入費に含む

こととする。

- ① 保守等連絡先の一元化（以下、サポートセンター）
 - (ア)保守等効率化のため、サポートセンターを設けること。
 - (イ)操作説明、故障の問合わせ、設置の際の設定等、すべての問合せをサポートセンターにて対応すること。
 - (ウ)対応時間は本市と協議すること。

② 保証期間および対応範囲

本製品の取扱説明書に従った正常な使用状態で、保証期間中において故障や不具合が発生した場合を対象とする。無償保証期間は納入後1年、保守期間は納入後5年とする。

券面プリントシステム保証期間内でも、下記事項に該当する場合は有償とする。

- (ア)使用上の誤り、または不適切な扱いによる使用に伴う故障および損傷
- (イ)不当な修理や改造を行った場合
- (ウ)納品後の輸送、落下、水没、水濡れ等による故障および損傷
- (エ)火災、地震、異常電圧およびその他の天変地異に起因する故障および損傷
- (オ)バッテリー等の消耗品の交換
- (カ)その他受注者の責任とみなされない故障および損傷

③ メンテナンスおよび代替機送付

問合せ後、修理が必要と判断した場合、ただちに代替機を用意し、使用できる環境にすること。また、簡単な接続のみで対応できるよう手順書を用意すること。

以上

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、次のとおり措置するものとする。

- (1) 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- (2) 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。